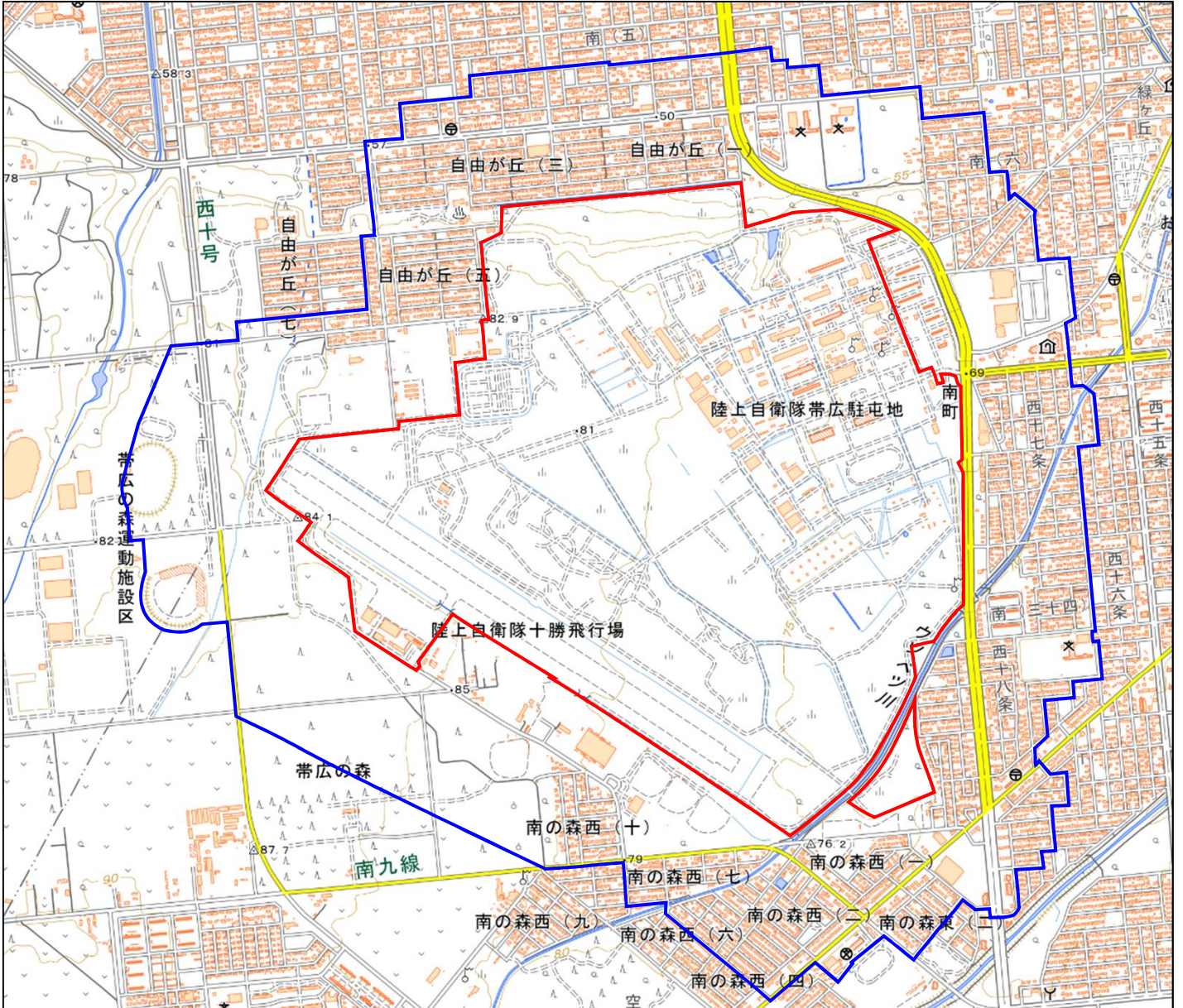


陸上自衛隊帯広駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道帯広市	南町南七線三十一番地
対象防衛関係施設の区域	北海道帯広市	西十七条南六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西十八条南六丁目、西十九条南六丁目及び南町南六線から南九線まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道帯広市	自由が丘一丁目から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び七丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西十六条南六丁目、二十九丁目及び三十丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、西十七条南五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六丁目及び二十七丁目から三十六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、西十八条南五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六丁目及び二十七丁目から三十九丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、西十九条南五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六丁目及び三十五丁目から三十八丁目まで、西二十条南六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南の森西一丁目から三丁目まで、五丁目、六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び十丁目、南の森東一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに南町南六線及び南七線並びに南八線及び南九線（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	北海道河西郡芽室町	北伏古東六線及び東七線（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考		
<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

陸上自衛隊帯広駐屯地周辺地域 (北海道帯広市南町南7線31番地)



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

